

我が国における行政上の 課徴金 制裁金の例

間接国税通告制度

- 犯則事件の調査によって犯則の心証を得たときに、国税局長等が罰金又は科料に相当する金額並びに没収品に該当する物品等を納付すべきことを犯則者に通知する処分（明治33年導入）。
- 履行するかどうかは犯則者の任意であるが、履行しない場合には、告発されることになる。
- 特に悪質な場合（情状が懲役刑相当に該当と認められる場合）は、通告処分を経ずに、直接、告発が行われる。

関税法上の通告制度

- 犯則事件の調査によって犯則の心証を得たときに、税関長が罰金に相当する金額並びに没収品に該当する物品等を納付すべきことを犯則者に通知する処分（昭和29年導入）。
- 履行するかどうかは犯則者の任意であるが、履行しない場合には、告発されることになる。
- 特に悪質な場合（情状が懲役刑相当に該当と認められる場合）は、通告処分を経ずに、直接、告発が行われる。

加 算 税

- 法定申告期限までに適正な申告又は納付がされない場合に賦課課税の方式により課せられる一種の行政制裁。

- 加算税の種類
 - 過小申告加算税 増差本税の10%
 - 無申告加算税： " 15%
 - 不納付加算税： " 10%

 - 重加算税 (仮装、隠ぺいの事実があった場合)
 - 過小申告加算税、不納付加算税の場合 35%
 - 無申告加算税の場合 40%

交通反則通告制度

- 道路交通法違反の行為のうち比較的軽微なものについて、刑事手続きに移行せずに簡易・迅速な行政措置によって処理する制度（昭和42年導入）。
- 道交法上の規範を維持確保するという行政目的のために、行政機関としての警察本部長が行政行為により道交法違反者に対してその納付を通告する行政上の一種の制裁金。
- 同法所定の違反行為（反則行為）をした者で一定の要件に該当するものに対し警察本部長が反則行為の種別に係る反則金の納付を通告し、一定の期間内にこれを納付した場合には公訴を提起しないこととされている。

国民生活安定緊急措置法の課徴金制度

- 昭和48年のオイルショックを契機として導入された課徴金で、特定物資の価格の安定を図るための特定標準価格制度の実効性を担保するための行政上の措置として主務大臣が賦課。
- 特定標準価格が設定された物資について、その価格を超えて販売した場合に、その超過額を課徴金として賦課。
 - (注) 導入以来、特定標準価格 (課徴金が適用) が設定されたことはない。なお、導入当初にトイレットペーパー等について標準価格 (課徴金は不適用) が通商産業大臣 (当時) によって設定された。

独占禁止法の課徴金制度

- カルテルによる経済的利得を徴収することにより、違法行為の抑制を図りカルテル禁止規定の実効性を確保するための行政上の措置として、公取委が賦課する課徴金（昭和52年導入）。
- 課徴金額は、カルテルにかかる商品又はサービスの売上額の6%。